

改正

平成18年3月30日規程第6号

平成19年3月29日規程第2号

平成21年3月27日規程第7号

平成23年3月7日規程第2号

平成27年3月31日規程第2号

令和2年1月29日規程第2号

令和4年3月31日規程第8号

大野城市情報セキュリティに関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、本市が保有する情報資産の機密の保持及び正確性、完全性の維持を確保するため、情報資産の取扱いと情報セキュリティ対策の基本的な考え方及び方策を定め、本市における情報資産の管理の徹底を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密の保持及び正確性、完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。
- (2) 情報システム 市の庁舎、各施設及び各学校の電子計算機（ネットワーク、ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報資産 情報システムの開発、運用に係るすべての情報及び情報システムで取り扱うすべての情報をいい、紙等に出力、記録されたものを含むものとする。
- (4) 職員 本市の職員及び本市の業務を委託している事業者をいう。

(適用範囲)

**第3条** この規程は、本市が保有する情報資産の管理、利用等に関わるすべての職員に適用する。

(職員の責務)

**第4条** 職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行にお

いて情報セキュリティに関係する法令等を遵守しなければならない。

- 2 職員は、業務の目的以外で情報システムを使用してはならない。
- 3 職員は、情報の漏洩や紛失が起きないように、使用する端末機や記録媒体の管理に十分注意しなければならない。

(情報セキュリティ管理体制)

**第5条** 本市の情報セキュリティ対策を統括する責任者として、セキュリティ統括管理者（以下「統括管理者」という。）を置き、副市長をもって充てる。

- 2 統括管理者を補佐する者として、セキュリティ副統括管理者（以下「副統括管理者」という。）を置き、総合政策部長をもって充てる。
- 3 統括管理者及び副統括管理者の指示のもと、職員に対して情報セキュリティ対策について指導、助言を行うセキュリティ管理者（以下「管理者」という。）を置き、デジタル推進課長をもって充てる。
- 4 各課の情報セキュリティ対策の責任者として、セキュリティ責任者（以下「責任者」という。）を置き、各課の課長をもって充てる。
- 5 責任者の指示のもと、各課の情報セキュリティの運用を行うセキュリティ担当者（以下「担当者」という。）を置き、各課担当の係長をもって充てる。

(情報資産の分類と管理)

**第6条** 責任者は、各情報資産をその重要性に応じて分類した上で管理しなければならない。

- 2 責任者は、情報資産の分類に従い、情報資産を利用できる者及び利用できる範囲を定めなければならない。

(情報セキュリティ対策)

**第7条** 統括管理者は、情報資産を保護するために、次に掲げるセキュリティ対策を講じなければならない。

- (1) 情報システムを設置する施設への不正な立入りや情報資産への損傷・妨害等を防止するための物理的対策を講ずること。
- (2) 情報セキュリティに関する権限や責任及び遵守すべき事項を明確に定め、職員に周知徹底を図るとともに、十分な教育・啓発を行うこと。
- (3) 情報資産を不正アクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御及びネットワーク管理等の技術的対策を講ずること。

(4) 情報システムの監視及び情報セキュリティ対策の遵守状況確認等の運用における対策を講ずること。

(対策基準の策定)

**第8条** 統括管理者は、前条の対策を講ずるに当たり、遵守すべき事項や判断等の統一的な基準として情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を定めるものとする。

(実施手順の策定)

**第9条** 管理者及び責任者は、対策基準に基づき、個々の情報システム及び運用管理について情報セキュリティ対策を具体的に実施するための情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を定めるものとする。

(対策基準及び実施手順の不開示)

**第10条** 対策基準及び実施手順は、開示することにより本市の情報システムに重大な支障を及ぼすおそれがあるため、職員以外には開示しないものとする。

(情報セキュリティ監査等の実施)

**第11条** 統括管理者は、情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期的に点検、検査を実施しなければならない。また、必要に応じて外部監査を実施することができる。

(規程等の見直し)

**第12条** 統括管理者は、監査結果等を踏まえ、必要な措置を講ずる。また、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、本規程、対策基準及び実施手順を適宜見直すものとする。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成18年規程第6号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年規程第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成21年3月27日規程第7号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成23年3月7日規程第2号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月31日規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年1月29日規程第2号抄）

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則**（令和4年3月31日規程第8号抄）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。